

可燃性ごみ収集の休業日 12月31日(木)～令和3年1月3日(日)

曜日 コース	12 / 28 月	29 火	30 水	31 木	1 / 1 祝	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木
月・木	◎			×				◎			◎
火・金		◎			×				◎		
水・土			◎			×				◎	

※ は、休業日です。収集日以外の日には、絶対に出さないでください。

年末年始の可燃性ごみ
収集の休業について

産業環境課 内線278

年末年始のし尿収集の
休業について

産業環境課 内線278

し尿収集の休業日

12月30日(水)

令和3年1月5日(火)

12月の定期収集を早め、1月に収集を行う一部の地区(毎月5日までの地区)を年内に繰り上げて、収集を行います。なお、年末の臨時収集の申込みは12月11日(金)までお願いいたします。

ごみ収集車の火災事故防止
についてのお願い

産業環境課 内線278

昨年、扶桑町において、可燃性ごみ収集作業中に収集車内のごみから煙が出る事故が発生しました。

電池やバッテリーパック、スプレー缶、カセットボンベ、ライターは、可燃性ごみには絶対に出さないでください。これらが可燃性ごみに混入すると、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因や、作業員の人命に関わる事故になる可能性があります。

ごみを正しく分別して出すことが、火災事故を未然に防ぎます。みなさんのご協力をお願いします。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

住民課 内線 244

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されていますので、年末調整・確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、令和2年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号に問い合わせてください。

▼「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のお問い合わせ先

<ねんきん加入者ダイヤル>

☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525

<受付期間>

11月2日(月)～令和3年3月12日(金)

<受付時間>

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後4時

祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルに一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常通話料金がかかります。

※☎03-6630-2525の電話番号におかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

※☎0570の最初の0を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。